

議案第54号 丹波市地域医療総合支援センター（仮称）及び丹波市立看護専門学校建設工事に関する変更協定の締結に対する附帯決議

兵庫県病院局により、統合新病院の建設とともに、平成28年9月29日に可決した丹波市との「建設工事に関する協定」に基づき、丹波市地域医療総合支援センター（仮称）と市立看護専門学校の建設も同時に進められている。

その過程で、本体工事と機械設備工事等の入札が不調となり、設計金額の見直しが行われ、県病院局との「建設工事に関する協定」による丹波市の負担すべき金額が、2度にわたり増額変更を余儀なくされてきた。県病院局は、平成29年6月14日の議員総会で、入札不調の大きな要因について、設計金額の見込みに甘さがあったことを認めたところである。

さらに、看護専門学校が市に移管されたことによる県の支援を明示した「協定書」（平成24年9月24日）を今回「補完する」として、県支援の限度額を定めた「市立看護専門学校の整備支援に関する覚書」（平成29年3月27日）の締結が行われたが、これらにより、丹波市の財政負担額が、当初より大幅に増えることは、極めて遺憾である。

加えて、債務負担行為の内訳において土地購入費を除くなど大幅に内容を変更したことや、「市立看護専門学校の運営に関する覚書」（平成27年4月1日）を締結したことについての議会への報告を怠ったことなど、平成29年1月16日に決議した「市の事務執行に対し猛省を促す決議」が何ら活かされておらず、問題意識の欠如と言わざるを得ない。

今後、本体の機械設備工事や市立看護専門学校建設工事が発注され、丹波市においても、市立看護専門学校寄宿舎建設工事の発注と丹波市地域医療総合支援センター（仮称）及び市立看護専門学校の用地取得を行うことになる。

こうした事業執行の協議・調整にあたっては、市として県と対等の立場で臨み、これ以上財政負担が増加することのないよう配慮されたい。

特に、市立看護専門学校の「協定書」第3条及び第4条を「補完する」とした「覚書」による市の財政負担が縮小されるよう県と十分協議されたい。また、重要な変更等が行われる場合には、遅滞なく議会に報告等を行うよう求めるものである。

以上、決議する。

平成29年6月26日

丹波市議会